

平成30年度 SNS「#visitmie」を活用したキャンペーンに関する仕様書

1 事業の目的

訪日旅行の傾向として、特に顕著となっているのが個人旅行者（FIT）の増加であり、インバウンドを促進するにあたっては、個人旅行者（FIT）の誘客が非常に重要となる。

そこで、個人旅行者が旅行を計画する際の重要な情報源となっている Instagram などの SNS による情報発信を強化・充実することを通じ、日本への旅行に関心をもつ外国人に対し、三重の観光の魅力を伝え、実際の訪問につなげることにする。

2 委託内容

- (1) 外国人に三重への旅を促すような写真とメッセージを伴った「#visitmie」付きの SNS への投稿を促進するキャンペーンを実施すること。
- (2) キャンペーンを活用して、外国人個人旅行者の三重県への誘客につながる仕掛けやツール（イベント、Web サイト、パンフレット等）を実施・作成すること。

3 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

4. 委託業務の条件等

- ・ 投稿者の国籍は問わず、国内外からの投稿を可とする。
- ・ 投稿者数及び投稿数の目標値を設定すること。
- ・ 海外に向けて発信する三重県の観光イメージをロゴマーク、キャッチフレーズとして設定し、キャンペーンにおいて活用すること。
- ・ 投稿写真は、必ずしもキャンペーン期間中に撮影されたものでなくてもよい。
- ・ 三重県の Instagram のアカウント (visitmie、visitmie_tw、visitmie_th) 及び Facebook のアカウント (Travel Mie Japan、「日本三重 旅行情報中心」、乐游日本、「일본여행미에로(三重路)」、เที่ยวสนุก "มิอะ" เจแปน 、Voyage Mie Japan、Reise Mie Japan、Viajes Mie Japón) を活用できるものとし、そのフォロワー数の増加を図ること。
- ・ 投稿された画像等がキャンペーン終了後も三重県の観光プロモーションに使用できるよう権利関係を整理するとともに、画像データを適切な形で三重県に提供すること。
- ・ 本事業の効果を検証、分析できるようにすること。
- ・ 県内の事業者など県全体で一丸となってインバウンド事業を展開できるような機運の醸成に資すること。
- ・ 日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、物品・サービスの提供等）の獲得について、可能な限り調整を行うこと。なお、協賛に相応する該当企業・団体等の露

出を本事業内で行うことについては、これを妨げないこととし、詳細は事業実施時に協議のうえ決定する。

- ・上記以外でも本事業の効果を促進するための取り組みについては積極的に提案・実施すること。

5 納品物、納期、納品場所

(1) 納品物及び部数

①委託業務の実施内容及び効果検証を記載した「委託業務報告書」

- ・印刷物2部及び加工し二次利用が可能なデータ形式1部（CD-ROM、DVD-R または USB メモリ等の媒体とする。）

②キャンペーンで取得した画像のデータ

- ・種類・用途等により分類したものを、RAW データ、JPG 形式等、2次利用に適した形式で1部（CD-ROM、DVD-R または USB メモリ等の媒体とする。）

③その他、委託業務において生じた成果物

(2) 納期及び納品場所

平成31年3月29日（金）17：00

三重県雇用経済部観光局海外誘客課（三重県庁1階）

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局海外誘客課と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係等を整理した上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託業者の責任において対応するものとし、本県は責任を負いません。
- (2) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は積算した額に、消費税等の課税対象となる額に対して100分の108に相当する額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）を加算した額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等

に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- (3) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。